

はじめに

平成15年3月、文部科学省の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議より「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出され、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図ることが提起されました。これを受け、中央教育審議会の初等中等教育部会に特別支援教育特別委員会が設置され、特別支援教育を推進するための制度の在り方について検討が重ねられ、昨年12月中間報告が出されたところです。この中で、特別支援教育は「障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。また、特別支援教育においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、小・中学校において通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うもの」と定義されています。

中央教育審議会では、盲・聾・養護学校制度の見直しや小・中学校における制度的な見直しについて引き続き検討が行われており、答申が出されることになっています。

京都府では、文部科学省「特別支援教育推進体制モデル事業」（平成15・16年度）の指定を受け、平成16年度には宇治市を総合推進地域、乙訓・山城の全市町村を推進地域、宇治市を通学区とする府立桃山養護学校を特別支援教育推進校に指定し、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒を支援する体制の整備と支援の取組を進めてきました。指定地域においては、校内委員会を整備し特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けるなど小・中学校における支援体制の整備、特別支援連携協議会による広域的な連携・支援体制の整備、専門家チーム、巡回相談チーム、養護学校等による地域支援の推進、個別の指導計画を活用したPlan-Do-Seeのプロセスの構築や個別の教育支援計画の検討等についての取組や実践的な研究を行い、その必要性和有効性を検証してきました。また、府内全小・中学校及び盲・聾・養護学校を対象として、特別支援教育コーディネーター養成基礎研修会を実施し、コーディネーターの養成を図ってきました。

併せて、「養護学校・地域等連携推進事業」を実施し、養護学校による地域支援の取組を進めてきました。

平成17年度「指導の重点」では、障害のある児童生徒への教育を包括的に表す用語を「障害児教育」から「特別支援教育」に改め、特別支援教育の基本的な考え方に立って指導や支援を進めることを明確にしました。すべての小・中学校において校内委員会を充実し、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体として障害のある子どもへの指導や支援を進めていくこと、LD、ADHD、高機能自閉症など通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の指導計画を作成し、障害のあるすべての指導生徒に対してPlan-Do-Seeのサイクルに則り、指導方法の工夫改善を行いながら指導や支援を進めることとしています。盲・聾・養護学校においては、個別の指導計画による個に応じた指導を推進し、個別の教育支援計画の策定を進めるとともに、地域における特別支援教育のセンター的役割を推進することとしています。

本冊子が、府内のすべての学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導や必要な支援を進めていく上で、また、各学校が校内支援体制を整備し、組織的に取り組む上での参考となることを願っています。

平成17年3月

京都府教育庁指導部障害児教育課
課長 永野 憲男